

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（復興庁、中小企業庁、金融庁）

制 度 名	東日本大震災事業者再生支援機構の登録免許税に係る免除手続の簡素化				
税 目	登録免許税				
要 望 の 内 容	<p>東日本大震災事業者再生支援機構（以下「震災支援機構」という。）が債権買取を行うに伴って必要となる担保物件の抵当権移転登記において、登録免許税の免税措置が講じられている（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第58条第1項）。震災支援機構が免税措置を受けるためには、現在6大臣（内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚労大臣、農林大臣、経産大臣）の証明書が必要とされているところ。（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令）</p> <p>今後、震災支援機構による債権買取の増加が見込まれるところ、6大臣による証明を要する手続が煩雑であるため、証明書の発行手続を復興庁に一元化する等の簡素化を要望する。</p> <table border="1" data-bbox="874 842 1484 936"> <tr> <td data-bbox="874 842 1219 936">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 842 1484 936">— 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等が有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者にとっては、既往債務が負担となり、新規の資金調達が困難となるいわゆる「二重債務問題」が存する。この問題に対して、債権の買取り等を通じて、被災事業者の債務の負担を軽減しつつ、再生を支援することで、産業や人口流出防止の観点から被災地域の復興に資することを目的として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法が制定され、震災支援機構が設立された。</p> <p>震災支援機構に対する相談件数の増加に伴い、今後、買取決定の増加も見込まれるところ、6大臣による証明を要する手続は煩雑であり、迅速な案件処理の観点から問題があることから、証明書の発行手続を復興庁に一元化する等の簡素化の必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	現在政策体系を策定中。
		政策の達成目標	東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	震災支援機構による支援が行われる期間 (震災支援機構による支援決定は、震災支援機構の成立の日(平成24年2月22日)から5年以内(1年延長可)になされる。支援期間は、支援決定の日から15年以内。)
		同上の期間中の達成目標	震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。
	有 効 性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	震災支援機構が債権買取を行うに伴って担保物件の抵当権移転登記が必要となる場合に適用される。
	相 当 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	震災支援機構による証明書作成等の手続きを縮減し、迅速な案件処理を見込むことができる。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災支援機構は、貸倒引当金制度の適用法人である。(法人税法第52条第1項、同法施行令第96条第4項)</li> <li>・ 震災支援機構が関与する事業再生手続きにおいて、金融機関等が債権放棄を行う場合に、債務者に生じる債務免除益と損金を相殺するにあたって、期限切れ欠損金の損金算入ができる。(法人税法第59条第2項、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条第1項第1号)</li> <li>・ 東日本大震災により被害を受けた者に対して震災支援機構が行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税が非課税である。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第47条関係)</li> <li>・ 震災支援機構が債権買取を行うに伴って必要となる担保物件の抵当権移転登記において、登録免許税の免税措置が講じられている(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第58条第1項)。</li> </ul>
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	今後、震災支援機構による債権買取の増加が見込まれるところ、6大臣による証明を要する手続きが煩雑であるため、証明書の発行を復興大臣に一元化することは妥当である。なお、本件については主務官庁（金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）は同意しているところ。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
		これまでの要望経緯	—